電力広域的運営推進機関 入札業務規程 新旧対照表(案)

電力広域的運営推進機関 入	札業務規程 新旧対照表(案)
変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
令和 4年4月 1日施行	令和 4年4月 1日施行
	令和 年 月 日変更
オート イト マケーナロ エロ	オ 十 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
入札業務規程	入札業務規程
/ · — / - / - / - / - /	/ - / - / - / - / - / - / - / - / - / -
	======================================
電力広域的運営推進機関	電力広域的運営推進機関

000	1100	/1 0	**	Ħ	世	#	
2.17.4	1/ロン。	/ I .3		宛.	宏.	基	ж

変 更 前(変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
目次	目次
第1章 総則(第1条一第4条)	第1章 総則(第1条—第4条)
第2章 入札業務を行う時間及び休日に関する事項(第5条)	第2章 入札業務を行う時間及び休日に関する事項(第5条)
第3章 入札業務を行う事務所に関する事項(第6条)	第3章 入札業務を行う事務所に関する事項(第6条)
第4章 入札業務の実施方法に関する事項(第7条―第13条)	第4章 入札業務の実施方法に関する事項(第7条―第13条)
第5章 手数料の収納の方法に関する事項(第14条 <u></u> 第15条)	第5章 手数料の収納の方法に関する事項 (第14条 <u>・</u> 第15条)
第6章 保証金の収納、管理、返還及び国庫への納付の方法に関する事項	第6章 保証金の収納、管理、返還及び国庫への納付の方法に関する事項
(第16条一第23条)	(第16条—第23条)
第7章 入札業務に関する秘密の保持に関する事項(第24条―第27条)	第7章 入札業務に関する秘密の保持に関する事項(第24条―第27条)
第8章 入札業務に関する公正の確保に関する事項(第28条 <u></u> 第29条)	第8章 入札業務に関する公正の確保に関する事項(第28条・第29条)
第9章 入札業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項	第9章 入札業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項
(第30条 <u>一</u> 第31条)	(第30条 <u>·</u> 第31条)
第10章 <u>その他入札業務に関し必要な事項</u> (第32条)	第10章 <u>雑則</u> (第32条)
附則	附則
(目的)	(目的)
第1条 この規程は、電力広域的運営推進機関(以下「本機関」という。)が、再生可能エネルギー電気の利用の促進	第1条 本規程は、電力広域的運営推進機関(以下「本機関」という。)が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に
に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「法」という。)第8条の2の規定に基づき、法第7条の規	関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「法」という。)第8条の2の規定に基づき、法第7条の規定
定により行う入札の実施に関する業務(以下「入札業務」という。)の実施に関する基本的事項を定め、もって入札	により行う入札の実施に関する業務(以下「入札業務」という。)の実施に関する基本的事項を定め、もって入札業
業務の公正かつ適切な運営を図ることを目的とする。	務の公正かつ適切な運営を図ることを目的とする。
(基本方針)	(基本方針)
第2条 本機関は、法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業	第2条 本機関は、法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業
省令第46号。以下「施行規則」という。)並びにこれに基づく命令、通知によるほか、この規程に従い、公正かつ	省令第46号)並びにこれに基づく命令、通知によるほか、 <u>本規程</u> に従い、公正かつ適切に入札業務を実施する。
適切に入札業務を実施する。	
(情報処理システム)	(情報処理システム)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 本機関は、情報処理システムを開発又は導入しようとする場合は、将来、法令等が変更されたとき、本規程又は	2 本機関は、情報処理システムを開発又は導入しようとする場合は、将来、法令等が変更されたとき、本規程 <u>若し</u>
入札実施指針が変更されたとき <u>、</u> 入札参加者その他の関係者から要請があったとき等において、当該情報処理シス	くは 入札実施指針が変更されたとき 又は 入札参加者その他の関係者から要請があったとき等において、当該情報処
テムを柔軟に変更し、又は機能を追加できるよう、拡張性等に留意した設計を行うよう努める。	理システムを柔軟に変更し、又は機能を追加できるよう、拡張性等に留意した設計を行うよう努める。
3 • 4 (略)	3・4 (略)
(入札の実施)	(入札の実施)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 本機関は、入札された <u>発電機</u> の出力及び <u>当</u> 機関に提供された第1次保証金の額が有効なものであることを確認す	2 本機関は、入札された <u>再生可能エネルギー発電設備</u> の出力及び <u>本</u> 機関に提供された第1次保証金の額が有効なも
る。	のであることを確認する。
(区分経理)	(区分経理)
第13条 本機関は、電気事業法 <u>第28条の51第1項第5号</u> の規定及び <u>本機関の会計規程</u> に基づき、入札業務に係	第13条 本機関は、電気事業法 <u>(昭和39年法律第170号)第28条の54第5号</u> の規定及び <u>会計規程</u> に基づき、
る経理と入札業務以外の業務に係る経費とを明確に区別して管理する。	入札業務に係る経理と入札業務以外の業務に係る経費とを明確に区別して管理する。
(手数料の収納の方法)	(手数料の収納の方法)
第15条 (略)	第15条 (略)

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
2 前項の振込みに要する費用は、再生可能エネルギー発電事業計画を提出した者の負担とする。	2 前項の振込みに要する費用は、再生可能エネルギー発電事業計画を提出した者が負担するものとする。
(第1次保証金の収納)	(第1次保証金の収納)
第17条 本機関は、 <u>入札参加者が</u> 入札を行う日の前日(当該日が休日(<u>第5条第2項</u> に規定する <u>休日</u> をいう。以下	第17条 本機関は、入札を行う日の前日(当該日が休日(<u>業務規程第11条第3項</u> に規定する <u>休業日</u> をいう。以下
同じ。) に当たるときは、その直前の平日 <u>(土曜日を除く。)</u> とする。) を期限として、第1次保証金を請求し、本機	同じ。)に当たるときは、その直前の平日 <u>(同項に規定する営業日をいう。)</u> とする。)を期限として、 <u>入札参加者に</u>
関が指定する銀行口座への振込みにより収納する。	第1次保証金を請求し、本機関が指定する銀行口座への振込みにより収納する。
2 前項の振込みに要する費用は、入札参加者 <u>の負担とする。</u>	2 前項の振込みに要する費用は、入札参加者が負担するものとする。
3 入札参加者が第1次保証金の提供を保証書の提出に代えることを希望するときは、本機関は、第1項の規定にか	3 入札参加者が第1次保証金の提供を保証書の提出に代えることを希望するときは、本機関は、第1項の規定にか
かわらず、入札参加者が入札を行う日の3日(当該3日間に休日が含まれる場合は、当該休日の日数を加えた期間)	かわらず、入札を行う日の3日(当該3日間に休日が含まれる場合は、当該休日の日数を加えた期間)前を期限と
前を期限として、保証書及び添付書類を郵送により受け付ける。	して、保証書及び添付書類を郵送により受け付ける。
4 前項の郵送に要する費用は、入札参加者の負担とする。	4 前項の郵送に要する費用は、入札参加者が負担するものとする。
5・6 (略)	5・6 (略)
7 前2項の返却に要する費用は、入札参加者の負担とする。	7 前2項の返却に要する費用は、入札参加者が負担するものとする。
(第1次保証金の返還)	(第1次保証金の返還)
第18条 本機関は、落札者として決定した者及び入札実施指針に規定する「第1次保証金の没収に関する事項」に	第18条 本機関は、落札者として決定した者及び入札実施指針に規定する「第1次保証金の没収に関する事項」に
規定する事由に該当する者のいずれにも該当しない者(以下「保証金返還対象者」という。)に対して、入札結果を	規定する事由に該当する者のいずれにも該当しない者(以下「保証金返還対象者」という。)に対して、 <u>第11条の</u>
公表した日の翌日から起算して2週間以内に、当該者が提供した第1次保証金の額を返還する。返還は、入札参加	規定により入札 <u>の</u> 結果を公表した日の翌日から起算して2週間以内に、当該者が提供した第1次保証金の額を返還
者が指定する銀行その他の金融機関口座へ振り込むものとする。ただし、落札者が提供した第1次保証金は、当該	する。返還は、入札参加者が指定する銀行その他の金融機関口座へ振り込むものとする。ただし、落札者が提供し
落札者に返還せず、第2次保証金に充当する。	た第1次保証金は、当該落札者に返還せず、第2次保証金に充当する。
2 前項の振込みに要する費用は、本機関 <u>の負担とする。</u>	2 前項の振込みに要する費用は、本機関 <u>が負担するものとする。</u>
3 • 4 (略)	3 • 4 (略)
5 前項の返却に要する費用は、入札参加者の負担とする。	5 前項の返却に要する費用は、入札参加者 <u>が負担するものとする。</u>
(第2次保証金の収納)	(第2次保証金の収納)
第19条 (略)	第19条 (略)
2 前項の振込みに要する費用は、落札者 <u>の負担とする。</u>	2 前項の振込みに要する費用は、落札者 <u>が負担するものとする。</u>
3 (略)	3 (略)
4 前項の郵送に要する費用は、落札者 <u>の負担とする。</u>	4 前項の郵送に要する費用は、落札者 <u>が負担するものとする。</u>
5・6 (略)	5・6 (略)
7 前2項の返却に要する費用は、落札者 <u>の負担とする。</u>	7 前2項の返却に要する費用は、落札者が負担するものとする。
(第2次保証金の返還)	(第2次保証金の返還)
第20条 (略)	第20条 (略)
2 前項の振込みに要する費用は、本機関 <u>の負担とする。</u>	2 前項の振込みに要する費用は、本機関 <u>が負担するものとする。</u>
3 • 4 (略)	3 · 4 (略)
5 前項の返却に要する費用は、落札者 <u>の負担とする。</u>	5 前項の返却に要する費用は、落札者 <u>が負担するものとする。</u>
(保証金の没収)	(保証金の没収)
第22条 (略)	第22条 (略)
2 本機関は、保証金を没収した場合には、同指針に定めるところにより、その旨及び没収した額を当該入札参加者	2 本機関は、保証金を没収した場合には、 <u>入札実施指針</u> に定めるところにより、その旨及び没収した額を当該入札
又は落札者に対し、電子メール又は書面で通知することとする。	参加者又は落札者に対し、電子メール又は書面で通知することとする。
3 (略)	3 (略)

2024/02/13 意見募集用

変 更 前 (変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
4 前項の返却に要する費用は、入札参加者、落札者又は保証者の負担とする。	4 前項の返却に要する費用は、入札参加者、落札者又は保証者が負担するものとする。
5 • 6 (略)	5・6 (略)
7 第21条の規定は、前項の第2次保証金の返還又は保証書の返却に準用する。この場合において、同条第1項中	7 第20条の規定は、前項の第2次保証金の返還又は保証書の返却に準用する。この場合において、同条第1項中
「再生可能エネルギー発電設備の運転を開始した」とあるのは「再生可能エネルギー発電事業計画について不可抗	「再生可能エネルギー発電設備の運転を開始した」とあるのは「再生可能エネルギー発電事業計画について不可抗
力事由による第2次保証金の没収の免除に係る入札実施指針の要件に適合すると認められる」と、「運転を開始した	力事由による第2次保証金の没収の免除に係る入札実施指針の要件に適合すると認められる」と、「運転を開始した
日」とあるのは「落札者に対し本機関がその旨を通知した日」とする。	日」とあるのは「落札者に対し本機関がその旨を通知した日」 <u>と読み替えるもの</u> とする。
(保証金の管理)	(保証金の管理)
第23条 (略)	第23条 (略)
2 保証金の提供に代えて保証書の提出を受け付けた場合にあっては、本機関は、当該保証書を金庫内に保管し、本	2 保証金の提供に代えて保証書の提出を受け付けた場合にあっては、本機関は、当該保証書を金庫内に保管し、本
機関の他の事業に係る現金、有価証券、その他重要書類とは明確に区分して管理する。	機関の他の事業に係る現金、有価証券その他重要書類とは明確に区分して管理する。
(業務委託先における秘密の保持)	(業務委託先における秘密の保持)
第27条 本機関は、業務の一部を本機関以外の者に委託しようとするときは、情報管理規程 第37条、第38条及	第27条 本機関は、業務の一部を本機関以外の者に委託しようとするときは、 <u>秘密情報の取扱い及び情報セキュリ</u>
び第39条の規定により必要な対策を講じる。	<u>ティに関する</u> 必要な対策を講じる。
(帳簿及び書類の保存)	(帳簿及び書類の保存)
第30条 (略)	第30条 (略)
<u>(1)</u> 法第8条の4 <u>の</u> 帳簿	<u>一</u> 法第8条の4 <u>に規定する</u> 帳簿
(2)(略)	<u>二</u> (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録し、必要に応じて電子記	3 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録し、必要に応じて電子計
算機その他の <u>危機</u> を用いて明確に紙面に表示することができるように <u>して、これを行うことができる。</u>	算機その他の <u>機器</u> を用いて明確に紙面に表示することができるように <u>する。</u>
第10章 その他入札業務に関し必要な事項	第10章 <u>雑則</u>
(実施細則)	(実施細則)
第32条 本機関は、この規程に定めるもののほか、入札業務の実施に必要な事項について、細則を定めることがで	第32条 本機関は、本規程に定めるもののほか、入札業務の実施に必要な事項について、細則を定めることができ
きる。	る。
2 (略)	2 (略)

附則

(施行期日)

本規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則(令和6年4月1日)

(施行期日)

本規程は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。